

準備は大丈夫ですか 無期転換ルールがはじまります!

改正労働契約法のポイントと 知っておきたい助成金制度

日時:平成30年**3月26日(月)** 14:00~16:00

労働契約法は、労働契約に関する基本的なルールを規定した法律です。
「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日公布され、有期労働契約について、労働契約法に3つのルールが規定されました。そのひとつ「無期転換ルール」がいよいよはじまります。
無期転換ルールへの対応はお済みですか?ぜひ当セミナーで御社の状況をご確認ください。

講師 **神蔵絵利子** 氏

宮川労務管理事務所 社会保険労務士

会場: **小田原箱根商工会議所**
第1会議室(地下)

小田原市城内1-21

参加費: **無料**

定員: **25名**

(定員になり次第締め切ります)

早急に無期転換ルールへの対応が必要な事業所は…

- 雇用期間が定められた社員(パート・契約社員など名称は問いません。)を雇用している。
- 平成25年4月以降、長期間にわたり働いている雇用期間が定められた社員がいる。

内容1. 改正労働契約法について

○無期転換ルールについて

○雇用契約トラブル事例と対策

2. キャリアアップ助成金等について

主催: **小田原箱根商工会議所** 中小企業相談部/雇用開発特別委員会
共催: **さがみ信用金庫**

お申込み・お問合せ: 小田原箱根商工会議所 (担当: 松下・内田・露木)

TEL:0465-23-1811 FAX:0465-22-0877

下記申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。

----- 切り取らずにFAXしてください -----

FAX0465-22-0877

改正労働契約法のポイントと知っておきたい助成金制度 参加申込書

事業所名	TEL
住所	FAX
参加者名	参加者名

お申しいただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。